

### 国及び東京都に対し、関東大震災100年の節目にあたり、人種差別を根絶するための施策等を求める会長声明

本年2023年9月1日は、1923年の関東大震災から100年の節目にあたる。当会は、関東大震災における全ての犠牲者に対し哀悼の意を表明する。

震災発生直後から、「朝鮮人が武装蜂起し、あるいは放火する」等の差別的な流言（ヘイトスピーチ）が流布し、朝鮮人等に対するヘイトクライムである大規模な殺傷事件が発生した。内閣府中央防災会議の「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書」（2009年3月）にも、殺傷事件による犠牲者は震災による死者数の1～数%にあるとされており、その迫害の背景には朝鮮の人々に対する無理解と差別意識があったことが明確に指摘されている。

関東大震災から100年を経た現在もなお、日本社会に差別意識は根深く、在日コリアン等へのヘイトスピーチ、ヘイトクライムが後を絶たない。

国は、人種差別撤廃条約に基づき、「人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること」及び「すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。」という義務を負っている。

国は、関東大震災から100年となる節目の今年にこそ、根本的な差別意識を解消すべく、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムを含む人種差別を撤廃する法整備を行うべきである。

そして、近年の東京都の動きに目を向けると、毎年9月1日

に朝鮮人犠牲者追悼碑の前で「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」が開催され、歴代の都知事がこれに追悼文を送ってきたが、今は途絶えている。

2017年以降、上記追悼碑の撤去及び追悼式典の中止を求める団体が、追悼式典と同時間帯に、追悼式典と近接した場所で、集会を開くようになり、追悼集会が静謐に行われることが困難になった。この集会では、2019年には「不逞朝鮮人」などの言葉を用いてヘイトスピーチが行われ、翌年東京都からヘイトスピーチとして認定、公表されている。

本年9月1日を、特別な鎮魂の日と位置づけ、追悼式典を開催した時と場所が近接した、しかも撤去を求める追悼碑の面前での集会となれば、自ずからヘイトスピーチが展開される蓋然性が懸念され、誠に遺憾である。

このような行為が行われること及びそれを容認することは、日本国憲法、人種差別撤廃条約、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第11条等の様々な法令の趣旨に反している。

当会は、今後、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムが行われることがないように国及び東京都に対して人種差別を根絶するための施策を実施することを強く求めるものである。

2023(令和5)年8月31日

東京弁護士会会長 松田 純一

### 防災の日に寄せる会長談話

令和5年9月1日、東京は関東大震災から100年目の節目を迎えました。マグニチュード7.9と推定される大地震の犠牲者は、死者（行方不明者含む）10万5385人、家屋全壊10万9713戸、半壊10万2773戸、焼失21万2353戸、流失埋没1301戸ともいわれています（内閣府「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 平成18年7月 1923関東大震災」）。また、死者の中には、「朝鮮人が放火や井戸への毒物投入等を行っている」といったデマを信じた民衆の自警団や戒厳令で出動した軍・警察によって命を奪われた方々が多数おられ、ここに、全ての犠牲者とそのご遺族に対し、謹んで哀悼の意を表します。

当時テレビ・ラジオもなかったという背景の違いはありますが、今日においても、災害時におけるデマや誤情報による混乱を防ぎ、人命を守るためには、災害時に人々に正しい情報を届け、あらゆる属性の被災者に対して災害情報へのアクセス（災害時の情報アクセスビリティ）を確保する工夫が、なお欠かせません。例えば、スマートフォンから情報を得ることが困難な高齢者、放送・警報が聞こえない聴覚障害者、避難誘導地図の識別が困難な色覚特性のある方、日本語や日本式の標識が理解できない外国人等々、災害時の情報格差の問題は、IT技術が発達しグローバル化した現代社会において喫緊の課題であり、いざ防災となれば深刻な命の危険を生じかねません。

内閣府は、令和3年に「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」と改めたくうえで、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」）に対して多様な伝達手段や方法を活用して確実に情報伝達で

きる体制を整えるべきとし、また、災害対策基本法第8条第2項も、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項（同15号）と被災者に対する的確な情報提供（同17号）の実施に努めることを国および地方公共団体に義務付けました。しかしながら、災害に関する情報は、避難に関するものにとどまることなく、事前の防災や事後の支援等災害に関するものも含め、子どもから高齢者、日本人だけでなく外国居住者・外国人旅行者、病气やけがを負った人、障害のある方と、およそあらゆる人に届かせる工夫が求められます。従来型のメディアを用いる際の多言語化やユニバーサルデザインの採用、HP・SNS等インターネットによる情報発信、言語に頼らないピクトグラムを活用等が検討されるべきですが、これらがあっても、地域内の直接的な声かけの重要性はいさかも失われるものではなく、日常の避難訓練を通じたコミュニティの形成等も課題とされるべきです。

昨今、地球の温暖化の影響により、地震や火山活動による災害以外にも毎年のように全国で人命に関わる風水害が発生しています。

東京弁護士会は、日頃の研鑽を怠らず、また関係各所との連携強化を構築することにより、情報格差の解消を含めた災害法制およびその運用の改善に向けた提言を続け、災害時においてこそあらゆる属性の人々の基本的人権が護られる社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

2023(令和5)年9月1日

東京弁護士会会長 松田 純一